

社会福祉法人 別府永生会評議員等報酬等及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 別府永生会の評議員選任・解任委員及び評議員、理事及び監事（以下「評議員等」という。）の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 評議員等には、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員等が評議員会、理事会等に出席した場合は、費用弁償として日額4,000円を支給する。ただし、実費が当該費用弁償の額を超える場合は、実費を支給することができる。

2 前項の規程にかかわらず、職員が評議員等の場合は、費用弁償しない。

(改廃)

第4条 この規程を改廃する必要がある場合は、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。